

Title	帝国農会編 昭和十六年度 農作業慣行調査
Sub Title	
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.8 (1943. 8) ,p.772(100)- 780(108)
JaLC DOI	10.14991/001.19430801-0100
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430801-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

帝國農會編

昭和十六年度「農作業慣行調査」

小池基之

生産力擴充の問題は先づ技術の問題にはじまり、そして結局は技術の問題に於いて解決されることはいふまでもない。現在技術が、しかも單なる自然科學的な意味に於いてではなく、農業生産についていへば、それが農業經營のうちに於いて具體化される形に於いて、問題とされなければならない所以である。

ところで、従来わが國農業技術についてよるべき資料としては、農林省農務局の「水陸稻耕種要綱」があつた。これは各府縣別に（各府縣内の地理的條件が非常に異なつてゐる場合には、更にそれが幾つかの地域にわけられてゐる）その地方一般に行はれてゐる品種、獎勵品種、それ等の品種による施肥量、施肥法その他の栽培方法等、所謂耕種方法について詳述したもので、いはゞ技術を「耕種」の面から見たものであつた。（*）勿論、このやうな面から技術をとりあげることが、わが國の農業技術の發達が反當收量の増大といふ線にそつて、品種改良、肥料ならびに施肥法の改善といふ面を通じて行はれてきたといふことからして、その意義決してすくなしとはなし得ない。しかしながら、農業技術は、これ等の栽培方法自體もつねに特定の労働作業をはなれては存在し得ないといふ點からす

るならば、具體的には農業經營に於ける労働過程の上から問題としてみる必要があつたのである。そして、そのやうな點からの農作業の充分な理解に資し得るやうな資料は——前記「水陸稻耕種要綱」からもその若干を知ることが出来るが、——實はいままでなかつたのである。従来帝國農會から、同會の行つてきた米生産費の調査に附随して「稻作作業別労働に関する調査」が毎年發表されてゐるが、これは、稻作各作業に於ける労働配分を自小作別、府縣別に集計したものであつて、各作業がどのやうに行はれてゐるかは、これからは明らかにされなかつた。

（*）「水陸稻耕種要綱」のもつもの意義は、水陸稻の栽培方法改善に資せんことをあると思はれる。先年、同様農林省農務局編纂にかゝる尅大なる「水陸稻耕種改善基準」六冊が刊行された。

帝國農會で昭和十四年に行つた「農作業刊行調査」（實態編）は、まづこのやうな要望に應ずるものであつた。もつとも帝國農會がこの調査を行つた直接の意圖は共同作業の積極的な促進に對する基準を與へようとするにあつたものの如くである。同「調査」例言は次のやうに述べてゐる。

「戦時下農業生産の維持確保は、食糧並に工業原料用として農村に對する國家の至上命令である。加之高度國防體制確立の基礎要件として、軍需産業を樞軸とする工業部面に於ける尅大なる生産力擴充が積極的の道程にある今日に於て、益々増大する所の工業勞務員の食糧並に工業原料の補給に就き遺漏ならしむる爲には、更に農業生産力の積極的擴充強化こそが新しい脚光を浴びて前景に進出せざるを得ないのである。」そしてこのやうな點から「今や從來の……労働集約經營は全面的に再検討を待望され、嘗て支配的であつた土地生産力觀は労働生産力觀へと移行し、労働生産性向上こそ總生産量の積極的増大への道程として理解されるべきであつて、茲に農業共同作業或は農業機械化の理論的根據が存するのである。」「労働生産性向上による眞の増産へと嚮導すべく、系統農會は昭和十三年以來

農業共同作業の指導奨励を全国的に展開し、昭和十五年度に於ては指定組合十五萬を數ふるに至り農家組合の過半数を占むるに至つたのである。事變の推移は今や、本運動の外延的普及政策を一轉し、内面的滲透政策を必須とすべき状態にまで進展し來つてゐるのである。茲に於て共同作業の現段階に合理性を附與する爲には、農作業の合理化と生産手段の高度化とが積極的に導入されねばならないのである。「斯る見地に立つて各地方に遺制的に存在する農作業慣行を明らかにし、之に科學的検討を加へて積極的に合理化すると共に、該慣行の生起せる契機——社會經濟的竝に自然的原因——の研究の如きも亦農業高度化への前進である。」

右に於いて同農會が本慣行調査をとりあげた意圖ならびに意義は全く明らかであらう。この調査書は元々「農業共同作業叢書」第十七輯として刊行されたものであつた。

この調査書は同農會が右のやうな意圖の下に、道府縣農會にその調査を委囑し、その報告を帝國農會に於いて編輯したものであるが(福島、神奈川、島根、山口、長崎は未報告のため除外されてゐる)、まづ帝國農會が「調査様式の大綱を示し、道府縣の實狀に應じて取捨選擇の上最も重要な農作業に付調査」された結果、調査様式が各府縣區々であつて、比較検討に便ならざるのうらみがあつた。勿論、前述の如く、從來この種の慣行についてはよべき確なる資料がなかつただけに、それは「一應劃一的なものではあつたが、以上のやうな、調査自體のもつ不備のために、「尙續編として之が内容に關し加筆解説して、刊行する豫定」であつた記述編は結局刊行をみるに至らなかつたのである。

二

この程刊行された昭和十六年度「農作業慣行調査」は、昭和十四年度調査に於ける以上のやうな不統一を是正し、

且つ調査項目も補完して、それを一層完備したものとらしめようとしたものである。そしてその目的とするところも、昭和十四年度の調査が共同作業の推進といふ直接的な意圖に立つてゐたのに對して、「農作業慣行は農業技術の發達の水準を最も具體的に示すものである」といふ觀點から、一般に農作業慣行を通じて農業技術の具體的な理解、ならびにその發達向上のための基礎資料たらしめようとしたものである。即ち、「一般的に我が國農業は土地生産力に基調を置く獨特の發達を示し農業技術も又之に照應して勞働集約的ならざるを得ず、徒つて品種改良、施肥改善等栽培技術の發達顯著なる反面、作業技術は第二義的のみ扱はれその發達は極めて低位なること贅言を要しないところである。かゝる技術の偏倚せる發達は土地生産力の發展そのものを制約するに至る懼れなしとしない。」「又かゝる我が國農業技術の發達の態様を各地域について觀れば、自然的事情の相異及これと結合する社會的經濟的諸條件との種々なる組合せによつて複雑なる地域的特徴を呈してゐる。」「今や國を擧げて食糧増産の要望されてゐるとき、これ等各地域の農作業慣行の實態把握の上に農業技術の新たなる發達を計るの要今日より大なるはない。蓋し農業技術の向上は農業生産發展の直接的契機たるものであるからである。」「(例言)。

この調査方法は帝國農會に於いて作成した調査様式にもとづき、那市農會がその管内を調査し、道府縣農會は別に帝國農會に於いて作成した集計様式によつてこれを那市別に集計、これを更に帝國農會に於いて整理集計するといふ方法がとられてゐる。この結果は、昭和十四年度の調査書のB5判二一九頁に對して、A5判全六部總頁二、九三八頁の老なる調査書として刊行されるに至つた。即ち、第一部は北海道、東北編、第二部は關東編、第三部は北陸、東山編、第四部は東海、近畿編、第五部は中國、四國編、第六部は九州、沖繩編がまとめられてゐる。

この調査書がどのやうな風に利用され得るかをみるために、その調査対象ならびに調査項目をあげてみれば次の

如くである。

(A) 調査対象作物、稻(水稻・陸稻)、麥(大麥・小麥・裸麥・燕麥)

(B) 調査項目

一、作付面積並反當收量

二、水稻

A、作業慣行

(イ) 苗代——耕勸期間(始期・終期・期間)、苗代形態(通苗代・水苗代・折衷苗代・陸苗代)、坪當播種量、管理方法(共同苗代・集合苗代・個人苗代)、藥劑撒布(撒布・無撒布)、反當所要人員(藥劑撒布・苗取り)

(ロ) 直播——播種期間(始期・終期・期間)、面積、反當播種所要人員

(ハ) 耕起整地——耕起(人力ニヨルモノ・畜力ニヨルモノ(牛・馬)・自働耕耘機ニヨルモノ)、整地・代掻、(主トシテ人力ニヨルモノ・畜力碎土機ニヨルモノ(在來馬鍬ニヨルモノ・改良馬鍬(回轉式)ニヨルモノ))、以上の面積ならびに割合、反當所要人員(内譯同上分類に同じ)

(ニ) 挿秋——挿秋期間、挿秋方法(繩張ニヨル法〔縦繩基準・横繩基準〕・型付法〔後進法・前進法〕・定規ニヨル法・格子ニヨル法・亂雜植・不整地植)、この面積及び割合、同上の分類による反當所要人員、一坪株數ならびにその多少による所要人員

(ホ) 中耕除草、——中耕除草方法(人力ニヨルモノ(雁爪ヲ含ム)・田打車ニヨルモノ・畜力除草機ニヨルモノ)、同上反當所要人員、中耕除草回數(回數別による面積ならびに割合)

(ヘ) 刈取、乾燥——刈取期間、刈取方法(縦列刈・横列刈・亂雜刈)、刈取・結束方法(刈取ト結束トヲ連続〔別藁ニヨル結束・友藁ニヨル結束〕・刈取ト結束トヲ分離〔別藁ニヨル結束・友藁ニヨル結束〕)、ノ大サ(小束・大束〔胴結〕)、乾燥方法(稻架・棒架・鳩(小籠)・數把立・地乾・其他)、同上反當所要人員

(ト) 脱穀——脱穀期間、脱穀場所別面積(屋内・屋外〔圃場・庭先〕)、脱穀方法(人力ニヨルモノ〔手齒扱・手廻・足踏〕・畜力ニヨルモノ・水力ニヨルモノ〔水車・タービン〕・動力ニヨルモノ〔發動機・電動機〕)、同上反當所要人員

B、慣行能率〔各郡中庸農家の主要農作業別慣行能率〕——労働日數・畜力使用日數・動力使用日數
三、陸稻、小麥、大麥、裸麥、燕麥

A、作業慣行——播種期間、整地(整地播・不整地播〔平畦・高畦〕)、同上反當所要人員、播種(撒播・條播・株播)、播種法(手播・播種機ニヨルモノ、同上反當所要人員)、脱穀期間、脱穀方法(人力ニヨルモノ〔手齒扱・足踏・打落・燒取〕・畜力ニヨルモノ・水力ニヨルモノ〔水車・タービン〕・動力ニヨルモノ〔發動機・電動機〕)、同上反當所要人員

B、慣行能率——主要作業別労働日數・畜力使用日數・動力使用日數

四、農繁期慣行労働時間——始業時、休憩時間(午前・午後)(何れも春・秋に分けて)。
以上、やゝ繁雜に互る程に調査項目の内容についてあげたが、一にこの調査がいかに網羅的であるかを示さうとしたものに外ならない。

三

そこで、この調査書のうちから二三の事實をひろひ上げてみよう。いま東北地方の米作地帯である山形縣と、わが國稻作の最も前進的な地帯であるとされる佐賀縣とを對比してみると、その縣平均の反當收量は何れも二石三斗となつてゐるが(第一節二八頁及び第六部五二頁)、そのそれぞれの最高の水準は、右の調査書に於いては、前者に於ける南村山郡の二石六斗、後者に於ける佐賀郡の二石九斗に示されるやうに思はれる。そしてその慣行的な能率は南村山郡にあつては労働日數二・三日、佐賀郡にあつては一・五・五日となつてゐる(一〇三二頁、六の七四頁)。このやうな差異は「慣行的農作業」からみて、どのやうな點にもとづくものなのであらうか。

まづ苗代の形態をみれば、佐賀郡では全部が水苗代であり、南村山郡ではほぼ〇・八%が通苗代となつてゐる(*)。折衷苗代、陸苗代は何れの郡にもみられてはゐない。また兩郡とも播種量は二・四合で、ことに南村山郡では縣平均よりも一般に薄播が行はれてゐることが示されてゐる。ところで苗代に於ける藥劑撒布は南村山郡では八〇%行はれてゐるのに對して、佐賀郡ではその撒布面積は一〇%にすぎない。苗代の藥劑撒布は東北地方一般に行はれてゐるところであつて、「苗代半作」といはれてゐるやうに、苗代に於ける稻の生育が全收量に直接的な影響をもつ東北地方に於いては當然と考へられるところであらう。

(*) 右調査書によれば、從來東北地方に於いて大きな問題とされてゐた通苗代がこの佐賀縣にも存在することが示されてゐる。(三發基郡三〇%、東松浦郡九五%、同上六の五四頁)。またきはめてわづかではあるが佐賀郡では直播が行はれてゐる。

本田の耕起は南村山郡では五〇%が牛馬耕、自動耕耘機によるもの二%、佐賀郡では九九%が牛馬耕、自動耕耘機によるもの一%、で、牛馬耕の普及が著しい。代播もほぼ同様の割合で、佐賀郡では一〇〇%畜力化されてゐる。

のに對して、南村山郡ではほぼ五〇%が人力で行はれてゐるが、畜力利用のうち二二%が回轉式改良馬鍬によるものが見られるのは注意すべきであらう。挿秋は南村山郡では縦繩基準か型付前進法で、佐賀郡では縦繩または横繩による繩張法で行はれ、一坪の株數は前者六〇—八〇株六〇%、四〇—六〇株四〇%に對し、後者四〇—六〇株八〇%で一般に前者の方が密植である。これは本田に於ける稻の生育事情、とくに、藥數の關係によるものである。除草は南村山郡では手取または田打車で三回の除草が行はれてゐるのに對して、佐賀郡では全部田打車で三回乃至四回の除草が行はれてゐる。

この調査書を通じてみた水稻栽培の直接的な生産行程に於ける作業慣行は右の如くであるが、この慣行能率、南村山郡の反當一四・四日に對して、佐賀郡の七・四日といふ差のよつてきたる最も大きな要因は、以上に關する限り、耕起・整地作業ならびに除草作業に於ける慣行の差異にもとづくもの、やうに思はれる。たゞ、この兩者の收量の差異に直接的な關係をもつ灌排水、病蟲害防除ならびに施肥の諸作業についての慣行は調査されてゐない。

收穫作業については、以上の諸作業慣行に於けるよりは一層著しい特徴がうかがはれる。刈取方法はこの兩者とも何れも縦列刈が行はれてゐるが、結束方法は南村山郡では、刈取に連続した友藁による結束法が行はれてゐるのに對して、佐賀郡では結束は刈取と分離されて、行はれてゐる(友藁結束)。何れも結束刈束は一〇株以下である。元來、收穫作業は最も合理的には刈取、結束、乾燥、脱穀の四つの作業が分離され、同時に進行さるべきであるが、脱穀作業は兩者何れも圃場脱穀が行はれてゐるにもかゝらず、乾燥方法が南村山郡では稻架または棒架乾燥が行はれてゐるといふこと、脱穀方法がほぼ足踏脱穀機によるもの九五%を占め、動力脱穀機によるものは僅かに五%にすぎないといふこと、このやうな諸作業の關聯が、刈取方法に於いて以上のやうな非能率的な形態を生み出して

わたのであつた。これに對して佐賀郡では足踏脱穀機によるもの五〇%で、動力化は五〇%に達してゐる。この地方に於いて收穫作業が刈取、結束、乾燥(小積)、脱穀の四作業に分離され、同時に進められるといふ形をとることによつて、如何に合理化されてゐるかは、帝國農會「福岡、佐賀縣に於ける農業共同作業實態調査」特に作業單位、組織並に労働能率を中心として——(素材編)(昭和十六年三月)その他の資料の如實に示すところである。調製、依裝をも含めての收穫作業の慣行能率が南村山郡の九・七日に對して、佐賀郡の五・八日といふ數字を示してゐるのは、右のやうな作業慣行の反映に外ならない。たゞ、すでに明かなやうに、穀摺作業の作業慣行はこの調査項目からはふがれてゐる。

以上はこの調査書に於いてみ得る事柄の若干についてのべたにすぎない。すでに指摘したやうに、なほ調査さるべき二三の事項は残されてゐるが、從來この種の調査が全くなかつただけに、その利用價値は高いものといつてゝであらう。勿論、かゝる作業慣行は單にそれ自體として、これ等作業慣行の行はれてゐる諸條件をはなれて、理解さるべきではない。資料はそれを如何に讀みとり、利用するかによつて、その價値が生じてくるものなのである。

——昭和十八年八月二十日——

前 號

(第三十七卷
七月號)

目 次

幕末農間渡世調査の意義……………野村兼太郎

明治二十年代に於けるわが紡績業

労働者の移動現象に就いて……………藤林 敬三

歐洲西北部の農業事情と農業政策……………小島 榮次

——高水準經濟の農業諸問題——

小葉田淳著「史說日本と南支那」……………高村 象平

購 一 部 金五拾錢 郵税金貳錢
 讀 半ヶ年分 金貳圓九拾錢 郵税金拾貳錢
 料 一ヶ年分 金五圓四拾錢 郵税金貳拾四錢

編輯及び事務に關する一切の用件は發行所へ
 營業に關する用件は發賣所へ
 原稿締切期日は發行前月十日

昭和十八年七月二十五日印刷
 昭和十八年八月一日發行 每月一回一日發行

三田 學 會 誌	三田 學 會 誌
轉 載	轉 載
第 八 卷	第 八 卷
第 七 十 三 號	第 七 十 三 號
發 行 所	發 行 所
東京都芝區三田慶應義塾内	東京都芝區三田慶應義塾内
江 田 保	江 田 保
東京都赤坂區新町五ノ四二	東京都赤坂區新町五ノ四二
金 子 鐵 五 郎	金 子 鐵 五 郎
東京都赤坂區新町五ノ四二	東京都赤坂區新町五ノ四二
金 子 活 版 所	金 子 活 版 所
南東三九四	南東三九四

發行所 東京都芝區三田慶應義塾内
 理 財 學 會
 配給元 東京都神田區淡路町二ノ九
 日本出版配給株式會社

購讀申込は慶應出版社へ(東京市芝區三田二ノ一)